

人材紹介契約書

(以下「甲」という。)と株式会社 LIP(以下「乙」という。)は、乙による甲への人材紹介を実施するため、以下のとおり、人材紹介契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 甲は乙に対し、甲の必要とする人材(中途採用者)の採用の為、人材の紹介を依頼し、乙はこれを受託する。

第2条 甲は、本契約の有効期間中、乙に対して、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件(以下「求人条件」という。)ごとに、求人条件を明示する文書(以下「求人票」という。)を書面、電子メール、その他甲乙間で合意した方法により交付又は通知して、人材紹介を依頼する。なお、求人票の内容が法令に違反するとき、賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認められるとき、又は必要な記載がかけられているとき等は、乙は求人票を受理しないことができる。

第3条 乙は、求人条件に適合し得ると乙が判断した人材(以下「候補者」という。)のうち、甲に応募する意思があり、かつ、乙が適切と判断した人材(以下「応募者」という。)を、甲に対して紹介する。

第4条 甲は、乙が前条により紹介した応募者の選考を自らの責任で行ったうえ、適当と認めた場合には、自らの責任において当該応募者を労働者として採用する。その際選考から採用までの過程について、乙は何らの責任を負わないものとする。

2 甲は、乙から紹介を受けた応募者の採用を決定し、当該応募者が内定を承諾した場合は、乙に対して、直ちにその決定事項(雇用開始日、勤務地、職務内容、職位、年収等)その他乙が求める情報・資料を書面又は電子メールを利用する方法により乙に通知する。

3 甲は、応募者が甲に入社した場合、その旨を入社日から 5 営業日以内に電子メール又は書面により乙に対して通知するものとする。

第5条 甲は、乙が応募者を紹介した日から1年間は、当該応募者から求人票記載の職種と異なる職種の選考へ応募があった場合には、直ちに乙にその旨を通知するものとする。

2 甲は、乙が応募者を紹介した日から1年間は、当該応募者の選考が終了した後であっても、当該応募者と直接連絡を取ってはならず、直接連絡を取る場合には、事前に乙の了承を得るものとする。なお、甲は当該応募者の選考が終了し、不採用とした場合であっても、乙が応募者を紹介した日から1年以内に当該応募者を求人票記載の職種と同一又は近似の職種において本契約に定める方法以外の方法により採用した場合には、直ちに前条第2

項の情報・資料を乙に提供した上、第 11 条に定めるに従い人材紹介料を乙に支払うものとする。

第6条 甲は、乙から紹介を受けた応募者を採用した場合には、当該応募者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を甲の責任において交付し、甲及び当該応募者との間で雇用契約を締結するものとする。

2 甲が、応募者と雇用契約以外の契約(委託契約、準委託契約、請負契約その他これらに準ずる契約)を締結した場合でも、雇用契約の締結に準じて本契約を適用するものとする。

第7条 甲は、第4条1項に定める選考及び採用の際、乙が紹介した応募者を性別、年齢その他属性により差別的に取り扱ってはならない。

第8条 甲は、採用の際に、各種労働関係法令(労働基準法、労働契約法、職業安定法及びこれらの政省令、ガイドラインなどを含むが、これらに限られない。)を遵守し、労働者の保護に努めなければならない。

第9条 甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合があることをあらかじめ了解する。

第 10 条 甲は、キャリアシート・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成されるものであり、応募書類に虚偽や不備があっても、乙は何らの責任を負わないことを確認する。

第11条 乙が紹介した応募者の採用を決定し、当該応募者が甲に入社した場合、甲は乙に対し、次の人材紹介料を支払う。

- ・中途採用者 1 名につき、 万円(税別)
- ・未経験 万円(税別)
- ・経験者 万円(税別)

2 応募者が甲に入社した場合、乙は甲に対して速やかに請求書を発行するものとし、甲は乙に対し、当該応募者が入社した日の属する月の翌月 20 日までに、前項の人材紹介料を乙の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。ただし、甲及び乙が協議により別途の取決めを行った場合はこの限りでない。

3 甲の働きかけにより応募者が自主退職した場合、乙は、甲から受領した人材紹介料を返却する義務を負わないものとする。

4 前項に定める甲の働きかけによって応募者が自主退職した場合または入社日前に甲の都合によって内定を取り消した場合、甲による人材紹介料の支払い前であっても、甲の乙に

対する人材紹介料の支払債務は消滅しないものとする。

- 5 甲は、人材紹介料の支払いを遅延したときは、乙に対し、支払期日の翌日から支払い済みまでの年14%の割合による遅延損害金を付加して支払う。

第 12 条 次の期間内において応募者が自己都合(死亡・病気の場合等不測の事態を除く。)により入社辞退若しくは退職し、又は本人の責に帰すべき事由により解雇された場合は、乙は、退職等の時期に応じ、次の金額(別途消費税)を、甲から発行された請求書が乙に到着した後1か月以内に甲の指定する金融機関口座に振り込む方法によって返還する。ただし、内定承諾者に対する労働条件が入社前に提示された条件と著しく異なる場合は、自己都合による退職等であっても、この限りでない。

- ・入社から30日以内の退職等の場合・・・人材紹介料の70%
- ・入社から60日以内の退職等の場合・・・人材紹介料の40%
- ・入社から90日以内の退職等の場合・・・人材紹介料の20%

第 13 条 甲及び乙は、相手方から秘密である旨を明示のうえ受領又は開示を受けた情報(第14条の個人情報を含み、以下「機密情報」という。)を、本契約の有効期間中及び本契約終了後も3年間(個人情報については期間の定めなく)、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、監督官庁又は法令に基づき開示が要請されるもの(個人情報については、本契約又は個人情報の保護に関する法律により開示が可能とされるものに限る。)はこの限りではない。

- 2 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号の一に該当するものは機密情報にあたらないものとする。
- (1) 開示され又は知得したときに既に公知となっていた情報
 - (2) 開示され又は知得したときに既に自己が保有していた情報
 - (3) 開示され又は知得した後に自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 開示され又は知得した情報によることなく独自に開発又は取得した情報

第 14 条 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、連絡先、職務経歴書等の個人情報(以下単に「個人情報」という。)を、甲に対して開示・提供するものとする。ただし、応募者の病歴、併願状況などの、求人条件に何ら関連のない個人情報については、当該応募者の個別の承諾を得ない限り、乙は甲に対して開示・提供しないものとする。

- 2 甲は、前項に基づき乙から提供された、応募者(採用に至らなかった場合も含む。)の個人情報を、秘密として厳重に管理し、甲の選考及び採用の以外の目的で利用しないものとし、

本契約の有効期間中及び本契約終了後も、選考及び採用に直接関与する部門の甲及び甲の役職員以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。

- 3 甲は、応募者の選考及び採用の全部又は一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨を乙に通知しなければならない。この場合、甲は、該当第三者において個人情報の安全管理が図れるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じさせなければならない。

第 15 条 甲は、第5条第2項に定める義務に違反して応募者を採用し、又は採用に係る人材紹介料を支払わなかった場合、及びその人材紹介料の全部又は一部の支払いを不当に免れた場合は、支払うべき人材紹介料に加えて、違約金として、当該支払うべき人材紹介料の2倍に相当する額を直ちに乙に支払うものとする。

第 16 条 甲及び乙は、自己の責に帰すべき事由がある場合を除き、相手方と候補者、応募者又はその他の第三者との間の紛争については一切の責任を負わないものとする。なお、何らかの理由により、乙が甲に対し損害賠償責任を負う場合であっても、損害賠償の額は、当該損害を生じる原因となった人材紹介に関して、甲から受領した紹介手数料の総額を限度とする。

第 17 条 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
- (3) 自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長、その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
- (5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する

行為

オ その他前各号に準ずる行為

- 2 甲又は乙が次のいずれかに該当した場合には、その相手方是何らの通知催告を要せずして本契約を解除することができる。
 - (1) 前項(1)ないし(3)の確約に反する表明をしたことが判明した場合
 - (2) 前項(4)の確約に反して契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項(5)の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償しなければならない。
- 4 第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し、一切の請求を行わない。

第 18 条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知催告なく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に定める義務の履行を怠り、相当期間を定めて催告されたにもかかわらず当該違反状態を是正しないとき
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、又は仮差押、仮処分、強制執行、滞納処分若しくは担保権実行の申立てがあったとき
 - (3) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は振出、引受、裏書若しくは保証に係る手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
 - (4) 監督官庁から営業許認可の取消しを受けたとき、又は営業を停止若しくは廃止したとき
 - (5) 合併によらずに解散したとき
- 2 甲又は乙が、前項に基づき本契約を解除した場合、契約解除の原因をなす相手方は当然に期限の利益を失い、支払期日にかかわらず、解除した甲又は乙に対して有する債務を直ちに弁済しなければならない。
 - 3 本条に基づく本契約の解除は、解除事由の有責当事者に対する損害賠償請求を妨げない。

第 19 条 本契約の有効期間は本契約の締結日から 1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がなされないときは、本契約は引き続き1年間更新されたものとし、以降も同様とする。

第 20 条 本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議の上、これを解決するものとする。

第 21 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じ、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通ずつを保有する。

令和 年 月 日

【甲】

〒

印

【乙】

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦2-5-5 八木兵伝馬町ビル330

株式会社 LIP

代表取締役 近藤 悠哉

印